

頭川神社奉賛会会則

平成29年2月5日 制定

- 第1条 この会は頭川神社の護持運営に関することについて定める。
- 第2条 この会は頭川神社奉賛会と称し、事務所を神社社務所に置く。
- 第3条 この会は頭川神社の維持、管理、祭典に関することを目的とする。
- 第4条 この会の会員は頭川自治会の会員とする。
- 第5条 この会は目的達成の為つぎの事項を行なう。
- (1) 御祭神の神徳宣揚に協賛
 - (2) 頭川神社の祭典に関する協賛
 - (3) 頭川神社護持のため必要な事業
 - (4) その他に頭川神社の行なう事業に対する協力
- 第6条 この会に次の役員を置く。
- | | |
|------------|-----|
| (1) 奉賛会長 | 1名 |
| (2) 顧問 | 1名 |
| (3) 奉賛会副会長 | 1名 |
| (4) 事務長 | 1名 |
| (5) 委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |
- 第7条 役員を選出は、次の通りとする。
- (1) 奉賛会長は頭川自治会長が指名する。
 - (2) 顧問は頭川自治会長を持って充てる。
 - (3) 委員は自治会役員の中から4人を会長が指名し、各区の推薦（各2人）6人を持って充てる。
 - (4) 副会長、事務長は、会員の中から会長が指名し、委嘱する。
 - (5) その他、会長が特に必要と認めた人を委員に充てる事が出来る。
- 第8条 幹事は頭川自治会監事を持って充てる。
- 第9条 役員職務は次の通りとする
- (1) 奉賛会長は、この会を代表して会務を統括する
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 事務長は、会務及び会計事務並びに維持管理に必要な処理を講ずること。
 - (4) 委員は、会務を分担しその任に当たる。
 - (5) 監事は、この会の会計及び事業の執行状況を監査し自治会通常総会に報告する。
- 第10条 役員任期は、頭川自治会規約の任期に準ずる。
- 第11条 総会は、頭川自治会の総会と同時開催とし決算・予算及び事業について決議する。
- 第12条 役員会は、会長が必要と認めるとき召集し事業について審議し執行する。
- 第13条 この会の経費は次の収入を持って充てる。
- (1) 自治会からの繰り出し金
 - (2) 寄付金
 - (3) その他の収入
- 第14条 事業会計年度は1月1日から12月31日までとする
- 第15条 この会の改廃は、自治会の総会に於いて決する。

附則

この会則は平成29年2月5日から施行する。